

サウジアラビア『外国投資法』および『外国投資法施行規則』
日本企業の対サウジビジネスに関連する主な条文

調査時点 2010年2月10日

1. 外国投資法

条項	内容の要約	日本企業への影響、留意点
第1条	<p>「外国投資家」とは、サウジ国籍を有しない自然人、または出資者の一部がサウジ国籍を有していない法人である。</p> <p>「外国投資」とは、本法に基づき投資ライセンスを受けた事業に対する外資の投入である。</p> <p>「外資」とは、外国投資家が保有する資産と権利であり、(a) 金銭、有価証券および商業証券、(b) 外国投資からの利益のうち、資本金の増加、既存プロジェクトの拡張または新規プロジェクトの設立のために投資されるもの、(c) 投資に関連する機械、装置、資材、代替部品、輸送手段および生産必需品、(d) ライセンス、知的財産権、技術ノウハウ、経営技能および生産技術などの無体財産権を含むが、これらに限定されない。</p>	<p>「外国投資家」には、サウジ法に基づいて設立された事業体であって、持分の一部を非サウジ人または非サウジ法人が保有している事業体も含まれるとされる。</p>
第2条	<p>サウジアラビア総合投資院 (Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という) は、サウジに対する外国投資に関し、その投資が一時的なものか恒久的なものかを問わず、外国投資ライセンスを与える権限を有する政府機関である。</p> <p>SAGIA は、外国投資ライセンスの申</p>	<p>外国投資ライセンスについての権限を持つ政府機関は、SAGIAである。</p> <p>外国投資ライセンス付与の手続の詳細については、本法施行規則第10条から第15条までを参照。</p>

	<p>請がなされた場合、本法施行規則に規定されている必要書類のすべてが提出された後 30 日以内に、外国投資ライセンス付与の可否を決定する。</p>	<p>なお、外国投資ライセンスの申請後、当該ライセンスの付与の可否に関する決定がなされずに申請から 30 日の期間が経過した場合には、SAGIA は投資家が申請した外国投資ライセンスを同投資家に与えなければならない旨が規定されているが、サウジの実例では、この条項を用いて外国投資家が外国投資ライセンスを取得した例は見受けられないようである。</p> <p>SAGIA が外国投資ライセンスの申請受理から一定の期間内に、当該ライセンスを付与しないことを決定した場合、SAGIA は、実務上、当該決定の理由を示さなければならないものとされており、このような決定を受けた外国投資家は、本法の定めに従い、当該決定に対して不服を申し立てる権利を有するとされている。</p>
<p>第 3 条</p>	<p>サウジアラビア最高経済評議会 (Kingdom of Saudi Arabia Supreme Economic Council、以下「最高経済評議会」という) は、外国投資の対象とすることが認められない事業活動を列挙した外資参入禁止業種 (ネガティブ・リスト) (以下「ネガティブ・リスト」という) を公布する権限を有する。</p>	<p>本法施行規則第 3 条によれば、SAGIA 理事会 (Board of Directors of General Investment Authority、以下「SAGIA 理事会」という) は、外国投資の対象とすることが認められない事業活動を減らすために、ネガティブ・リストを定期的に見直さなければならないとされる。SAGIA 理事会は、この見直しの結果ネガティブ・リストから除外する必要があると判断した項目を最高経済評議会に提出し、ネガティブ・リストからの除外について承諾するか否かについての検討を求めなければならない。</p>

		<p>サウジ政府は健康、報道、国防その他に関連する一定の分野について外国投資を禁止し続けている。従って、日本企業がサウジに対する外国投資を行う場合、投資の目的とする分野によっては、ネガティブ・リスト記載の禁止対象に該当する等の理由によって影響を受ける可能性もあるため、外国投資の実施に際しては、事前にその実施の可否等について十分な調査を行う必要があると考えられる。</p> <p>外国投資の対象とすることが認められない事業活動の詳細については、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）』参照。</p> <p>なお、ネガティブ・リストで用いられている「国連中央生産物分類（Central Products Classification、以下「CPC」という）」とは、1989年、国際連合によって公表された生産物分類に関する枠組みである（国際連合白書シリーズM第77番参照）。CPC制度は、すべての生産物（物品とサービスを含む）を網羅的に一覧化した国際的な標準を提供することにより、国際取引等を促進することを目的としており、それぞれの生産物について当該生産物の分類として適切な番号が割り振られている。</p>
第4条	外国投資家は、複数の外国投資活動を実施するために、事業活動ごとに、外国投資ライセンスを複数取得	従前は、外国投資家がサウジにおいてサービスの提供と物品の販売の双方の事業活動を実施しようとす

	<p>することができる。ライセンスの複数取得に関する条件は本法施行規則第7条に規定される。</p>	<p>る場合には、各々の事業活動のための外国投資ライセンスを別々に取得した上で、サービス提供会社と物品販売会社を別々に設立する必要がある。このような規律は、最近撤廃され、現在は1つの外国投資ライセンスを取得することにより、サービスの提供と物品の販売の双方の事業活動を目的とする単一の会社を設立することが可能とされている。このような規律の変更は、特に、物品の販売を計画するとともに、それらの物品に関する付随的なサービスの提供や保証の供与等を予定している日本企業にとっては有益なものといえる。</p> <p>外国投資家が参画している事業体に対して、複数の事業分野において外国投資ライセンスの付与がなされた多数の例がある。</p>
<p>第5条</p>	<p>本法の規定に基づきライセンスを付与された外国投資は、以下のいずれかの形態の事業体により実施することができる。</p> <p>a サウジの投資家と外国投資家の双方が持分を保有する事業体。</p> <p>b 外国投資家が持分の全部を保有する事業体。</p>	<p>特に、サービスと製造業の双方の事業分野においては、外国投資家が持分の全部を保有する事業体に対して当該事業に関する外国投資ライセンスの付与がなされた例が多数見受けられる。</p> <p>外国投資家が保有することが認められる事業体の持分割合は、その事業体を実施する事業活動によって変わり得る。委託を受けて行う商業代理店活動以外の卸売業または小売業については、世界貿易機関（World Trade Organization、以下「WTO」という）が2006年3月に発表した「THE KINGDOM OF SAUDI</p>

		<p>ARABIA - SCHEDULE OF SPECIFIC COMMITMENTS」によれば、(a) 外国投資家の資本の額が 2,000 万サウジ・リヤル (以下「SR」という) 以上であること、(b) 店舗の規模に関する下限規制があり得ること、(c) 毎年、サウジ人従業員の最低 15% に訓練を受けさせることを前提に、当該外国投資家が事業体に対し有することのできる持分が 75%まで緩和されている (すなわち、サウジ資本が最低 25%必要とされる)。</p> <p>フランチャイズについては、ジェトロのウェブサイト『サウジアラビアのフランチャイズシステムとフランチャイザーとして必要な手続における留意点について』参照。</p> <p>商業代理店については、ジェトロのウェブサイト『商業代理店法』参照。</p> <p>なお、上記 (a) に関連して、最低出資資本金額と出資比率については、ジェトロのウェブサイト『外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について』参照。</p>
第 7 条	<p>外国投資家は、その持分の売却、清算剰余金または事業体収益から生じる利益について、国外に送金する権利や利用権を有する。</p> <p>外国投資家は、取得したライセンスにかかわるプロジェクトに関連する契約上の義務履行に必要な資金を移転する権利を有する。</p>	<p>例えば、外国投資家が事業体の持分を有する場合において、当該事業体は、課税年度に実現した利益のうち外国投資家の持分に応じる部分につき、20%の税率による所得税の支払義務を負うが、このような所得税の支払後の残余利益について、外国投資家は、サウジ国外への移転を行うことができる。</p>

		<p>ただし、このような利益の移転の際には、法令上源泉徴収が別途必要とされることがある。例えば、上記のように、事業体が外国投資家に対して利益の配当を行う場合には、このような配当を行う事業体によって、移転時に5%の税率による源泉徴収がなされることになる。</p> <p>国外への送金については、サウジの居住者が銀行取引を行う必要があることから、間接的に制限される。言い換えると、外国投資家によりサウジに登記された事業体のマネージャーは、利益の国外移転を含む銀行取引を行うために有効なサウジにおける滞在許可証（イカーマ（<i>Iqama</i>））を有する必要がある。</p> <p>現時点では、サウジアラビア通貨庁（Saudi Arabian Monetary Agency ; SAMA）は上記以外の規制を行わないとされるが、マネー・ロンダリングと他の保安上の必要性に基づく規制が急速に発展し拡大しつつあり、まもなく、それらの規制が海外送金について間接的な制約となる可能性があると考えられる。所得税法施行規則、銀行管理法、マネー・ロンダリング防止法（Anti-Money Laundering Law）がそのような規制に当たる。</p>
--	--	--

第 8 条	外国投資ライセンスを取得した外国投資家は、外国投資ライセンスが与えられた事業の実施、または従業員の居住のために合理的に必要な不動産を所有する権利を有する。	左記事業体による不動産の所有は、「非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律」(以下「非サウジ不動産所有法」という)に従う必要がある。ジェトロのウェブサイト『 非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律 』参照。
第 10 条	SAGIA は、外国投資家に必要とされるすべての情報、統計資料等を提供し、投資に関連するサービス・手続を行う。	SAGIA のウェブサイト(末尾『参考 URL』を参照)に外国投資を実施するために有用な情報が掲載されている。
第 11 条	裁判所の命令がなければ外国投資に関する権益を没収してはならない。 公益目的の場合であり、かつ、外国投資家に対して公正な補償が与えられる場合でなければ、外国投資家の財産を収用することはできない。	本条は、外国投資に関する権益の没収/収用のための条件について規定するものである。
第 12 条	外国投資家が本法に違反した場合、SAGIA は当該違反について、書面により、予備的な警告を行う。	外国投資家により、当該違反事項が是正されない場合には、外国投資家に対して以下の刑罰が科せられる可能性がある。なお、他に定めがあれば、これより厳しい刑罰を科すことができる。 a 与えられたインセンティブ・特権の全部または一部を、外国投資家から剥奪すること。 b 50 万 SR を超えない罰金の賦課。 c 外国投資ライセンスの取消し。 また、一定の状況の下では、上記よりも厳しい刑罰が科される可能性

		<p>がある（例えば、(a) 当該外国会社が自ら取得したライセンスの範囲を超えて活動する場合、(b) 他の外国会社またはサウジの会社を通して、必要なライセンスなしにサウジで活動した場合がそれに該当する）。</p> <p>外国投資ライセンスの取得後は、当該外国投資ライセンスの対象である事業活動を遅滞なく実施することが求められる。</p> <p>SAGIA 理事会によりなされた刑罰に関する紛争は、苦情処理庁（Board of Grievances）により処理される。</p>
第 13 条	<p>(a) サウジ政府と外国人投資家との間における、本法に基づき認可された当該外国人投資家の投資に関する紛争、(b) 外国人投資家とサウジ人出資者間における、本法に基づき認可された当該外国人投資家の投資に関する紛争は、可能な限り友好的に解決され、解決できない場合には、法令に従って解決される。</p>	<p>サウジが一方の当事者として締結している諸条約に別段の定めがある場合には、その定めに従うこととなる。</p>
第 14 条	<p>外国投資は、サウジにおいて現在有効な租税関連法規と改正された租税関連法規の適用を受ける。</p>	<p>サウジの事業体とサウジの自然人が、困窮者を助けるために行われる義務的な喜捨の一種とされるザカートの支払義務を負うのに対して、非サウジ人の事業体と自然人外国投資家は、所得税の支払義務を負う。</p> <p>所得税に関しては、ジェットロのウェブサイト 『所得税法』 参照。</p> <p>SAGIA は、「外国のサービス提供者にとって、将来におけるサウジ租税法典の改正は、既存の租税法典に比して不利なものになることはない」</p>

		旨の宣言を行っている（SAGIA 通達 2007 年 3 月 4 日）。
--	--	--------------------------------------

2. 外国投資法施行規則

条項	内容の要約	日本企業への影響、留意点
第 3 章 第 5 条	<p>外国投資家の特典とインセンティブには以下のものが含まれる。</p> <p>a ヒジュラ暦 1381 年 12 月 23 日（西暦 1962 年 5 月 28 日）付勅令第 50 号にて公布された、内国産業保護奨励法に規定されるインセンティブ。</p> <p>b 非サウジ不動産所有法に基づき、外国投資家が、外国投資ライセンスが与えられた事業の実施または外国投資家と従業員の居住に要する不動産を所有する権利。</p> <p>c サウジが批准する二重課税防止条約と投資奨励保護条約に規定の特典。</p> <p>d 投資に対する没収の禁止。</p> <p>e 外国投資家の持分の売却、清算剰余金または事業体収益から生じる利益につい</p>	<p>日本企業への影響、留意点</p> <p>ジェトロのウェブサイト『非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律』参照。</p> <p>裁判所の命令がなければ外国投資に関する権益を没収してはならない。 公益目的の場合を除いて、外国投資家の財産を収用する場合、外国投資家に対して公正な補償が与えられなければならない。</p>

	<p>て、国外に送金する権利と利用権。</p> <p>f 外国投資家が、出資者間・第三者との間において、株式を自由に移転することができる権利。</p> <p>g ライセンスを取得した事業体が、外国投資家と非サウジ人従業員の雇用のための諸手続を行うことができる権利。</p>	<p>2010年2月10日現在、サウジにおいては、外国投資家は自らの名義で従業員のスポンサーになる前に、商業登記を取得しなければならない。また、外国投資の対象である事業体は社会保険料を支払い、一定数のサウジ国民を雇用し、それらの雇用されたサウジ国民を確認し、それら従業員のために居住ビザと就労ビザを取得しなければならない。居住ビザと就労ビザ（ブロックビザ）の申請は、当該事業体が完全に設立されたときに一括して行うことができる。取得可能なビザの合計数に確定した上限はないものの、取得を申請できるビザの数は、当該スポンサーが実施を予定している事業内容等によって定まる。</p> <p>スポンサー要件を満たさなかった事業体、または不適切にサウジ人に働きかけることによりサウダイゼーション要件を排除しようとした事業体は、最長で5年間居住ビザと就労ビザの発給を拒否される可能性がある。</p> <p>スポンサー制度に関して、外国投資家が、上記以外の問題の有無を確認するためには、サウジへの進出に際して実際に採用する事業モデルを</p>
--	--	--

	<p>h ライセンスを受けた事業者が、サウジ工業開発基金（Saudi Industrial Development Fund ; SIDF、以下「工業開発基金」という）の規定に基づき、公的投資基金または工業開発基金から、産業融資等を受ける権利。</p>	<p>確定した上で、その内容に基づき、事前に十分な検証が必要となる点に留意が必要である。</p> <p>工業開発基金による融資を受けるには、その手続に相当の時間が必要であることから、工業開発基金は、次善の手段とされている。融資の申請をするためには、フィジビリティ・スタディー（FS）と外国投資ライセンスの写し等の提出が必要とされている。</p> <p>なお、外国投資家が利用可能な信用の供与を受ける手段として、工業開発基金の他に、公的投資基金（Public Investment Fund ; PIF、以下「公共投資基金」という）がある。公共投資基金の役割は、サウジ経済の発展にとって戦略的に重要な商業的生産プロジェクトに対して信用供与を行うことである。公的投資基金は、当該プロジェクトが政府や政府系金融機関に属するか、公的企業に属するかを問わず、また、当該プロジェクトが、上記政府・政府系金融機関・公的企業において単独で引き受けられたのか、民間企業との間で共同して引き受けられたのかを問わず、このような信用供与を行う。公的投資基金による信用供与は、通常は融資または保証の方法により行われるが、公的投資基金の理事会（Board of Directors）における決定に従い、特定のプロジェクトに対して公的資金を分配する方</p>
--	--	--

	<p>i 事業体の損失は次年度以降に繰り越すことができ、事業体が利益を得た年度の税について通算して計算することができる。</p>	<p>法により行われることもある。</p> <p>事業体の損失の繰越しの詳細については、所得税法第 21 条と同法施行規則第 11 条を参照。</p>
<p>第 4 章 第 6 条</p>	<p>外国投資家は、ネガティブ・リストにより禁止されておらず、かつ、SAGIA の外国投資ライセンス付与権限の範囲内で、外国投資ライセンスを申請しなければならない。</p> <p>製品水準と生産過程はサウジにおいて通有する法に基づき承認されるものでなければならず、そのようなサウジ法が存在しない場合は、欧州連合または米国の法律に準拠するものとする。</p> <p>外国投資家は、本法の重大な違反により有罪の確定判決を受けたことがあってはならない。</p> <p>外国投資家は、サウジ国内またはサウジ国外を問わず、財務上または商業上の法令違反により、過去に有罪判決を受けたことがあってはならない。</p> <p>外国投資ライセンスの付与はサウジが一方の当事者として締結している国際条約または地域協定に抵触する結果となつてはならない。</p>	<p>外国投資家が、サウジへの投資をするに当たり、サウジで事業体を設立する場合の最低資本金規制に関する詳細については、ジェトロのウェブサイト『外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について』参照。</p> <p>なお、上記『外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について』にも記載のとおり、サウジが WTO に加盟した直後の過渡期であること、非公式の形式を含めて SAGIA による見直しが行われていること等から、実際に求められる最低資本金額と出資比率に関する規制の内容は、なお流動的であり、詳細については事前に調査する必要がある。</p>
<p>第 8 条</p>	<p>本法施行規則第 5 条と第 6 条を満たすことを条件に、外国投資家は、サウジ投資事業体または外国投資事</p>	<p>外国投資家等による株式取得については、ジェトロのウェブサイト『非居住・外国投資家によるサウジ』</p>

	業体の株式を購入することができる。	アラビア株式の取得について 』参照。
第5章 第10～15条	外国投資ライセンスの申請に当たっては、(a) 必要とされるすべての情報を記載すること、(b) 投資ガイドに記載の書類要件を満たすこと、(c) 申請者または代理人の署名があること、(d) 所定の様式による申請書を使用することが必要である。	法令上、ライセンスの申請の提出から30日以内にライセンスが与えられると規定されている。申請の提出等については、ジェトロのウェブサイト『 サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要(外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む) 』参照。
第6章 第16～19条	外国投資家が本法に違反した場合、SAGIAは当該違反について、書面により、予備的な警告を行う。	違反事項が是正されない場合、外国投資家に対して、(a) 与えられたインセンティブ・特権の全部または一部の外国投資家からのはく奪、(b) 50万SRを超えない罰金の賦課、(c) 外国投資ライセンスの取消し、が科せられる可能性がある 最近、SAGIAは、活動の実行を遅延した会社等を罰するようになっていたため、日本企業は遅滞なく実施するよう、十分に留意が必要である。言い換えると、いったん外国投資ライセンスが与えられたら、当該会社は遅滞なくその認可されたプロジェクトを開始しなければならない。
第7章、第8章 第20～26条	SAGIA職員は、本法と本法施行規則の順守状況を監視する権限を有する。	SAGIAは、現在、そのフォローアップ部門を通じて、外国投資家と外国投資家が保有するライセンスの順守状況を監視している。 外国投資家は、ライセンスの条件またはSAGIA規則の違反により、SAGIA理事会が定める刑罰を科せられる可能性がある。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。